

社会福祉法人シーアンドシー福祉会

評議員・役員報酬等規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人シーアンドシー福祉会(以下「法人」という)の評議員及び役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

（報 酬）

第3条 評議員及び役員には、報酬を支給する。
ただし、法人の職員を兼ねる役員については、給与に含まれるものとする。
また、施設長を兼務する理事長の報酬については月600千円とする。

（報酬の額）

第4条 報酬の額は、評議員及び理事長及び職員を兼務の役員以外の役員は、出席報酬とし、1回5,000円+源泉所得税とする。

（支給日）

第5条 報酬の支給日は、年度末の評議員会及び役員会開催日に現金支給するものとする。

（改 廃）

第6条 本規定の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、評議員については、4月1日より施行し、役員については、平成29年6月の定時評議員会終了日より施行する。